

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県農業生産工程管理推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p><u>(補助金の交付の決定の通知)</u></p> <p><u>第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが第10条第5号のいずれかに該当すると認めるときを除く。</u></p> <p>(補助の条件)</p> <p>第6条</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 補助事業の実施に当たっては、第10条第5号のいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>(10) 別表に掲げる事業実施主体が、県税の納税義務者である場合は県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書(税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式をいう。)及び本人確認書類の写し(補助事業者が個人の場合はマイナンバーカード、運転免許証、<u>(削除)</u>の写し等をいい、補助事業者が法人の場合は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、<u>(削除)</u>の写し等をいう。)を、県税の納税義務がない場合は申立書を知事に提出すること。また、税外未収金債務の滞納がないことを確認するための書類として別記第4号様式による誓約書兼同意書を前条第1項の規定による交付申請時に知事に提出すること。</p>	<p style="text-align: center;">高知県農業生産工程管理推進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 省略</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(補助の条件)</p> <p>第5条</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 補助事業の実施に当たっては、第9条第5号のいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者又は契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(6)～(9) 省略</p> <p>(10) 別表に掲げる事業実施主体が、県税の納税義務者である場合は県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書(税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式をいう。)及び本人確認書類の写し(補助事業者が個人の場合はマイナンバーカード、運転免許証、<u>健康保険証</u>の写し等をいい、補助事業者が法人の場合は法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、<u>健康保険証</u>の写し等をいう。)を、県税の納税義務がない場合は申立書を知事に提出すること。また、税外未収金債務の滞納がないことを確認するための書類として別記第4号様式による誓約書兼同意書を前条第1項の規定による交付申請時に知事に提出すること。</p>

(補助の変更)

第7条 省略

(実績報告等)

第8条 省略

(補助事業の変更)

第9条 省略

(補助金の交付の決定の取消し)

第10条 省略

(グリーン購入)

第11条 省略

(県内発注)

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 省略

(委任)

第14条 省略

(補助の変更)

第6条 省略

(実績報告等)

第7条 省略

(補助事業の変更)

第8条 省略

(補助金の交付の決定の取消し)

第9条 省略

(グリーン購入)

第10条 省略

(追加)

(情報の開示)

第11条 省略

(委任)

第12条 省略

(附 則)

- 1 この要綱は、令和元年5月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条第3号、第4号、第7号から第9号まで、及び第11号、第8条第3項、第10条並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和4年5月11日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和元年5月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第5条第3号、第4号、第7号から第9号まで、及び第11号、第7条第3項、第9条並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月26日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和4年5月11日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(追加)

新	旧
<p>別表（第3条、第<u>6</u>条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>（注）1 事業実施主体の「GAP認証を取得しようとする農業者等」とは、次の要件を満たす農業者等をいう。</p> <p>（1）GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 及び JGAP 認証を取得する者又は団体であること。また、GAP認証のいずれかを既に取得している農業者等が、他のGAP認証又は同認証の新たなカテゴリーの認証を追加で取得する場合も含むが、本事業により認証を取得した農業者等を除く。</p> <p>（2）初回審査を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること。</p> <p>（3）事業実施主体が農業者の場合は、<u>事業実施主体及びGAP認証を受ける農地が</u>地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は、<u>補助事業が完了した翌年度の3月31日までに</u>位置づけられることが確実と見込まれる者であること。</p>	<p>別表（第3条、第<u>5</u>条関係）</p> <p>（略）</p> <p>備考</p> <p>（注）1 事業実施主体の「GAP認証を取得しようとする農業者等」とは、次の要件を満たす農業者等をいう。</p> <p>（1）GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 及び JGAP 認証を取得する者又は団体であること。また、GAP認証のいずれかを既に取得している農業者等が、他のGAP認証又は同認証の新たなカテゴリーの認証を追加で取得する場合も含むが、本事業により認証を取得した農業者等を除く。</p> <p>（2）初回審査を含めた3年間、継続して認証を取得することを確約する者であること。</p> <p>（3）事業実施主体が農業者の場合は、<u>(追加)</u> 地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は、<u>(追加)</u> 位置づけられることが確実と見込まれる者であること。</p>

新	旧
<p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 確認事項（事業実施主体が農業者の場合いずれかにチェック） <u>市町村が策定した地域計画のうち目標地図に</u> <input type="checkbox"/>事業実施主体及びGAP認証を受ける農地が位置づけられている <input type="checkbox"/>事業実施主体及びGAP認証を受ける農地が、補助事業が完了した翌年度の3月31日までに位置づけられることが確実（下記の市町村に位置づけについて協議済み）である <u>（協議した市町村名を記載）</u></p> <p>6 添付書類 (1) 事業計画（別記第7号様式）及び誓約書兼同意書（別記第4号様式）を提出してください。 (2) 県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式）及び本人確認書類の写し（補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、<u>削除</u>）の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、<u>削除</u>）の写し等）を、県税の納税義務がない場合は申立書を知事に提出すること。 <u>（注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不要とする）。</u></p>	<p>別記 第1号様式（第4条関係）</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 確認事項（事業実施主体が農業者の場合いずれかにチェック） <input type="checkbox"/>市町村が策定した地域計画のうち目標地図に位置づけられている <input type="checkbox"/>市町村が策定した地域計画のうち目標地図に位置づけられる見込み</p> <p>6 添付書類 (1) 事業計画（別記第7号様式）及び誓約書兼同意書（別記第4号様式）を提出してください。 (2) 県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式）及び本人確認書類の写し（補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、<u>健康保険証</u>）の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、<u>健康保険証</u>）の写し等）を、県税の納税義務がない場合は申立書を知事に提出すること。 <u>（追加）</u></p>

第2号様式（第6条関係）

番 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体名（代表者名）
（注）代表者の住所を記入してください。

高知県農業生産工程管理推進事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県農業生産工程管理推進事業費補助金交付要綱第6条第1号の規定により、その承認を申請します。

記以下省略

第3号様式（第6条関係）

省略

第4号様式（第6条関係）

省略

第2号様式（第5条関係）

番 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体名（代表者名）
（注）代表者の住所を記入してください。

高知県農業生産工程管理推進事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、高知県農業生産工程管理推進事業費補助金交付要綱第5条第1号の規定により、その承認を申請します。

記以下省略

第3号様式（第5条関係）

省略

第4号様式（第5条関係）

省略

第 5 号様式 (第 6 条関係)

番 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体名 (代表者氏名)
代表者の住所

高知県農業生産工程管理推進事業にかかる G A P 認証取得状況報告書

高知県農業生産工程管理推進事業補助金交付要綱第 6 条第 11 号に基づき、G A P 認証の取得状況について下記のとおり報告します。

記以下省略

第 5 号様式 (第 5 条関係)

番 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体名 (代表者氏名)
代表者の住所

高知県農業生産工程管理推進事業にかかる G A P 認証取得状況報告書

高知県農業生産工程管理推進事業補助金交付要綱第 5 条第 11 号に基づき、G A P 認証の取得状況について下記のとおり報告します。

記以下省略

第6号様式（第7条関係）

番 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体名（代表者名）

（注）代表者の住所を記入してください。

高知県農業生産工程管理推進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で交付の決定通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県農業生産工程管理推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、その承認を申請します。

第6号様式（第6条関係）

番 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体名（代表者名）

（注）代表者の住所を記入してください。

高知県農業生産工程管理推進事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で交付の決定通知がありました補助金について、下記のとおり計画を変更したいので、高知県農業生産工程管理推進事業費補助金交付要綱第6条の規定により、その承認を申請します。

第8号様式（第8条関係）

番 号

令和 年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体名（代表者名）

（注）代表者の住所を記入してください。

高知県農業生産工程管理推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありました事業について、下記のとおり実施したので、高知県農業生産工程管理推進事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、その実績を報告します。

第8号様式（第7条関係）

番 号

令和 年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体名（代表者名）

（注）代表者の住所を記入してください。

高知県農業生産工程管理推進事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で補助金の交付の決定（又は変更決定）通知がありました事業について、下記のとおり実施したので、高知県農業生産工程管理推進事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により、その実績を報告します。

第9号様式（第8条関係）

番 号

令和 年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体名（代表者名）

（注）代表者の住所を記入してください。

高知県農業生産工程管理推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました補助金について、高知県農業生産工程管理推進事業費補助金交付要綱第8条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記以下省略

第9号様式（第7条関係）

番 号

令和 年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体名（代表者名）

（注）代表者の住所を記入してください。

高知県農業生産工程管理推進事業費補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で交付の決定（又は変更決定）がありました補助金について、高知県農業生産工程管理推進事業費補助金交付要綱第7条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記以下省略

第 10 号様式 (第 9 条関係)

番 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体名 (代表者名)

(注) 代表者の住所を記入してください。

高知県農業生産工程管理推進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で交付の決定(又は変更決定) 通知がありました令和 年度高知県農業生産工程管理推進事業費補助金を概算交付されるよう、高知県農業生産工程管理推進事業費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により請求します。

記以下省略

第 10 号様式 (第 8 条関係)

番 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

事業実施主体名 (代表者名)

(注) 代表者の住所を記入してください。

高知県農業生産工程管理推進事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 高知環農第 号で交付の決定(又は変更決定) 通知がありました令和 年度高知県農業生産工程管理推進事業費補助金を概算交付されるよう、高知県農業生産工程管理推進事業費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により請求します。

記以下省略